



Twitter 開設中！

@jtsue_yamanashi

2020.6.20 No.25

「私は、JTSU-Eに加入したい！」

しかし、こんなことに遭遇していませんか？

例えば、ある駅職場で(イメージ)

管理者

君の考えていることは
こっちもわかっている。
このままだと君は乗務
員職場に行けないぞ！
よく考えて判断しろ。

社員

(組合、社友会どちらも加入していない)

組合(JTSU-E)に
加入したい。
組合の大切さをわか
っているのに…

これは、明らかな不当労働行為です！

労働組合法 第7条では、労働三権(団結権、団体交渉権、団体行動権)(憲法28条より)を保障するために、使用者(会社)が行ってはならない行為(不当労働行為)を禁止しています。

具体的には使用者がその労働者(社員)に不利益な扱いをしてはいけません。

例えば、組合員である、あるいは組合に加入する際に、
組合を理由とした 解雇、転勤、転籍、出向、仕事を与えない、など
が不利益な扱いに当たります。

不当労働行為を私たちは絶対に許しません！

不当労働行為には断固としてたたかっていきます！